

医療法人 明美会 きび在宅介護支援センター

指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人明美会が開設する、きび在宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が多様な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう支援を行う。

- 1 事業の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との綿密な連携を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立な業務に勤めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 医療法人明美会 きび在宅介護支援センター
- 2 所在地 和歌山県有田郡有田川町小島16番地

(職員の種類、員数及び業務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び業務内容は次の通りとする。

- 1 管理者1名とする。（常勤兼務）
管理者は、事業者の従事者の管理及び指定居宅介護支援の利用者の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに従事者に事業所運営に必要な指揮命令を行うものとする。
- 2 介護支援専門員4名とする。（常勤兼務1名 常勤専従3名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の職務にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし国民の祝日、年末年始（12月30日～1月3日）を除くものとする。
- 2 営業時間 8時30分～17時30分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次の通りとする。

- 1 相談体制
事業所内に相談室を整備し、利用者らの相談に適切に対応する。
- 2 課題分析の種類
利用者に対する介護サービス計画原案作成のために使用する課題分析については、
「MDS－HC2.0方式」等とする。
- 3 介護サービス計画の作成
- 4 サービス担当者会議
介護サービス原案に対し、専門的見地から意見を求めるため、当該計画原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議を行う。
- 5 居宅訪問
居宅サービス計画作成にあたり、利用者のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行う。また、当該計画作成においても、居宅サービス計画の変更など、利用者が求めるサービスが適切に提供されるよう居宅訪問等の方法による支援を行う。
- 6 その際、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うために必要と認められるサービスの提供を行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施区域は、有田川町、湯浅町、広川町、有田市の区域とする。

(利用料等)

- 第8条 指定居宅支援事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理支援が法定代理受領サービスである時は、利用料は不要であるが、法定受領サービスでないときは、その全額とする。
2. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 介護支援専門員等は、居宅介護支援を実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 センターは、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。

1. 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(その他運営についての留意事項)

第 11 条 事業所は介護支援専門員等の質的向上をはかるため研修の機会を次のとおり設けるものとし、又は業務体制を整備する。

1. 採用時研修 採用後 1 か月以内
継続研修 年 2 回以上
2. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人明美会 理事長とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 12 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 2. 虐待の防止のための指針を整備する。
 3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
 4. 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則

この規程は、平成 11 年 10 月 1 日から施行する。

・ この規程は	平成 14 年	5 月	1 日	改定
	平成 15 年	11 月	1 日	改定
	平成 16 年	4 月 23 日		改定
	平成 17 年	7 月	1 日	改定
	平成 18 年	1 月	1 日	改定
	平成 18 年	3 月	4 日	改定
	平成 18 年	12 月 21 日		改定
	平成 19 年	12 月	5 日	改定
	平成 20 年	4 月	1 日	改定
	平成 21 年	4 月	1 日	改定
	平成 22 年	2 月	1 日	改定
	平成 23 年	4 月	1 日	改定
	平成 24 年	1 月	1 日	改定
	平成 24 年	4 月	1 日	改定
	平成 29 年	7 月 26 日		改定
	平成 31 年	4 月	5 日	改定
	令和 3 年	4 月	1 日	改定